

沖縄県救護施設物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している救護施設を支援するため、「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）」（令和5年11月29日府地創第327号）に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、救護施設を運営する法人等に対し、予算の範囲内において沖縄県救護施設物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、制度要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、令和7年2月1日現在（以下「基準日」という。）において沖縄県の認可を受けている社会福祉法人の設置する救護施設であり、沖縄県内に所在するものとする。なお、基準日において、休止又は廃止している事業者は対象とはならない。

2 この要綱において「利用定員」とは、基準日において沖縄県の認可を受けている取扱定員をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年度中のエネルギー・食料品等価格の高騰分に要する費用とする。ただし消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の基準額は、別表第3欄のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象経費額（消費税及び地方消費税額分を除く。）から本事業の対象経費に係る市町村等補助分を控除した額と同表の第3欄に定める基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式1）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、郵送による申請については、同日までの消印を有効とする。

2 前項の補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書には、次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 総括表・施設別申請額一覧（別表1）
- (2) 施設別個票（別表2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 複数の施設を有する補助事業者は、原則として補助対象となる全ての施設の申請額を取りまとめて、一括して知事に交付申請するものとし、交付の申請は、対象となる施設1か所につき1回限りとする。

（交付決定）

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書により、当該申請をした者に補助金の交付決定額を通知する。

（交付条件）

第7条 この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して受ける補助金等がある場合、その補助金等を控除して申請することとし、補助対象経費となる額を超えて補助を受けてはならない。

（実績報告）

第8条 本事業における実績報告は、第5条に定める補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書をもって代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 補助金の額の確定は、第6条をもって代えるものとし、これをもって補助金額の確定とする。確定通知は、同条に定める補助金交付決定通知書をもって代えるものとする。

2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するに当たり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

（補助金の支払い）

第 10 条 知事は、前条の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 11 条 補助事業者は、第 6 条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、その旨を記載した補助金申請取下書（様式 2）を知事に提出しなければならない。

2 第 5 条第 1 項に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、補助事業者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

3 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

4 知事が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が補助事業者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、補助事業者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

5 前 2 項の補正の期限は、令和 7 年 5 月末又は補正を求めた日の翌日から起算し 5 開庁日後のいずれかの遅い日とする。

6 知事は、第 3 項又は第 4 項の規定に基づき、申請が取り下げられたものとみなしたことについて、申請者へその旨を通知する。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、提出書類に虚偽の記載があった場合及び誓約事項に反した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象経費の全部又は一部が生じなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(検査及び報告)

- 第14条 知事は、補助金の適正な執行の確保のため、必要に応じて補助事業者に対して、検査、報告、その他必要な措置を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

- 第15条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

(暴力団の排除)

- 第16条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
- (1)自己又は自社の役員等（役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれかに該当するもの。

ア暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

又は暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者
イ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2)暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用される。
- 2 この要綱は、令和 6 年度予算に限り適用する。